

第7回 建築行政共用データベースシステム 連絡協議会総会資料

- 1 日時 平成21年11月13日(金) 10:30~12:00
- 2 場所 岡山コンベンションセンター3階コンベンションホール
- 3 次第
 - (1) 開会
 - (2) 国土交通省挨拶
 - (3) 議事
 - ①各サブシステムの検討状況等について
 - ②台帳・帳簿登録閲覧システムについて
 - ③平成22年度以降の連絡協議会運営について
 - ④利用料の検討状況について
 - (4) 事務局挨拶

4 配付資料

議事次第

- 【資料1】 前回(第6回)総会議事録(案)(平成21年4月27日開催)
- 【資料2】 各サブシステムの検討状況等について
- 【資料3】 建築行政共用データベースシステム愛称決定
- 【資料4】 台帳・帳簿登録閲覧システムについて
- 【資料5】 平成22年度以降の協議会運営について(案)
 - 【参考5-1】 連絡協議会役員一覧
 - 【参考5-2】 連絡協議会入会状況
 - 【参考5-3】 連絡協議会会則

別添資料

利用料の検討状況について

別添パンフレット

建築行政共用データベースシステムの概要
道路情報登録閲覧システム
ICBA情報会員制度
Webinar



財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステム連絡協議会第 6 回総会 議事録（案）

1. 開催日時 平成 21 年 4 月 27 日（月）午後 3 時 50 分から午後 4 時 50 分まで
2. 開催場所 明治記念館 2 階 蓬莱
3. 配布資料
議事次第
冊子（1）
【資料 1】 前回（第 5 回）総会議事録（案）（平成 21 年 11 月 7 日開催）
【資料 2】 各サブシステムの検討状況等について
【資料 3】 利用意向に関するアンケート調査報告書
【資料 4】 質疑・要望の送付方法について
【参考】 建築行政共用データベースシステム連絡協議会会則
冊子（2）
【資料 5】 利用料について
【資料 6】 運営経費負担の考え方
【資料 7】 動作環境について
【資料 8】 導入促進策について
（別添） 建築行政共用データベースシステムの概要（パンフレット）
道路情報登録閲覧システム（パンフレット）
ICBA 情報会員制度（パンフレット）
Webinar（パンフレット）
4. 出席者
国土交通省住宅局、連絡協議会会員
5. 次 第
（1）開会
事務局 椋 周二（財団法人建築行政情報センター専務理事）から、会員数 4 1 9、定足数 2 1 0、に対し、出席者数 1 7 7、及び委任状 1 5 4、計 3 3 1 により、総会が成立していることを確認し、開会が宣言された。

（2）会長挨拶
東京都都市整備局 福島 七郎 技監から挨拶があった。
■ 福島会長からのご挨拶
建築行政共用データベースシステム連絡協議会総会も設立から 3 年目を迎え、データベースの開発も残すところあと 1 年となっている。その間、会員である皆様からご意見をいただきながらシステム開発を進めてきた。その結果として、今年度 4 月 1 日から建築士・事務所登録閲覧システムの本格稼働を開始することができた。本日は、残るデータベースシステム

の開発状況とともに、平成 22 年度以降の利用料についての説明を通して、よりシステムに関する理解を深めて頂きたい。

(3) 国土交通省挨拶

国土交通省住宅局 井上建築指導課長から挨拶があった。

■ 井上 課長からのご挨拶

建築行政共用データベースシステムについて、皆様にご理解いただいていること、大変感謝している。

社会資本整備審議会において建築行政マネジメントの効率的な国のあり方について検討を始めている。効率化とは、基準の明確化、現場での判断の明確化等、ほかに定期報告などいろいろなテーマがある。行政としては、規則を作り、その経過を検討し、問題があれば注意喚起を行い、これを直し、見届けることが当然の業務である。日本の仕組みは往々にして、初めは熱心だが終わりがはっきりできていない。初めに手間を掛けるとそこでオーバーフローとなり、終わりまで手が回らないからであるが、初めをおろそかにもできない。その観点で考えたときに、建築行政として第一歩の転換を図ったものが、確認・検査の民間開放だった。これで全国の建築行政に携わる実人力は倍増しているから、間違いなくマンパワーが増えるという意味で大きな転換だった。一方で、これをまた今後も増員で展開していくのか。当然やるべきことはやらなければならないが、限界もある。

これを解いて、マネジメントを効率化できるのは、この建築行政共用データベースしかない。最終的には国費や皆様方の負担も入るが、これをプラットフォームにして、建築行政の今後のマネジメントを考えていくという方向性で、いろんな形でご活用いただきたい。

国土交通省住宅局 橋本市街地建築課長から挨拶があった。

■ 橋本 課長からのご挨拶

建築の紛争で一番多いものは、8 割方が道路に関するものである。ご承知のとおり、今回の建築行政共用データベースの中に道路情報に関してデータベースを新しく構築しており、これが世の中の紛争を減らすこと、何より皆様方の手間を減らすことを最大の願いとしている。相当程度いいものができているとのことだが、更にご議論いただいてよりいいものにしていただき、皆様のお仕事にお役立ていただきたい。

(4) 議事

■ 議事①各サブシステムの検討状況等について

事務局 久保（財団法人建築行政情報センター企画部企画課長）より、冊子 1 資料 2（P8～P21）に基づき、①各サブシステムの検討状況について及び、冊子 1 資料 3（P23～P31）利用意向に関するアンケート調査について説明が行われた。

■ 議事②利用料の検討状況について、議事③普及促進策について

事務局 伊藤（財団法人建築行政情報センター企画部長）より、冊子 2 資料 5（P3～P13）、資料 6（P15）、資料 7（P17～P18）に基づき、②利用料の検討状況について及び、冊子 2 資料 8（P19）に基づき、③共用データベースシステムの普及促進策等についての説明が行われた。

(5) 質疑応答

質疑応答及びシステムへの要望は出なかった。

(6) 事務局挨拶

財団法人建築行政情報センター 那珂 正 理事長から挨拶があった。

■ 那珂 理事長からの挨拶

本日のテーマの、建築行政共用データベースシステムの開発については、2年前から行っている。この間、当協議会や並行して行われている開発委員会を通じ、協議会の皆様方、各関係の多くの方にご協力いただき、ご意見も随時受けつけ、開発を進めてきた。また、その間、国土交通省からは多大なるご指導、ご支援をいただき、順調に開発が進んでいる。皆様方には改めて御礼申し上げる次第である。

また、利用料についても、いろいろな課題があるが、合理性、公平性を確保しつつ、より多くの機関にご利用していただけるよう、料金設定の考え方をまとめてきたつもりである。何かと建築行政に対する世間の注目が集まる時代になったが、この建築行政共用データベースシステムの開発の意義、より一層的確な、より一層円滑な建築行政が行われるよう、その基となるプラットフォームを皆で構築するということの意義を改めて皆様方にご理解いただきたい。そして、システムへの参加、および利用料等の予算措置等の準備等、皆様方のなお一層のご協力をお願いする次第である。

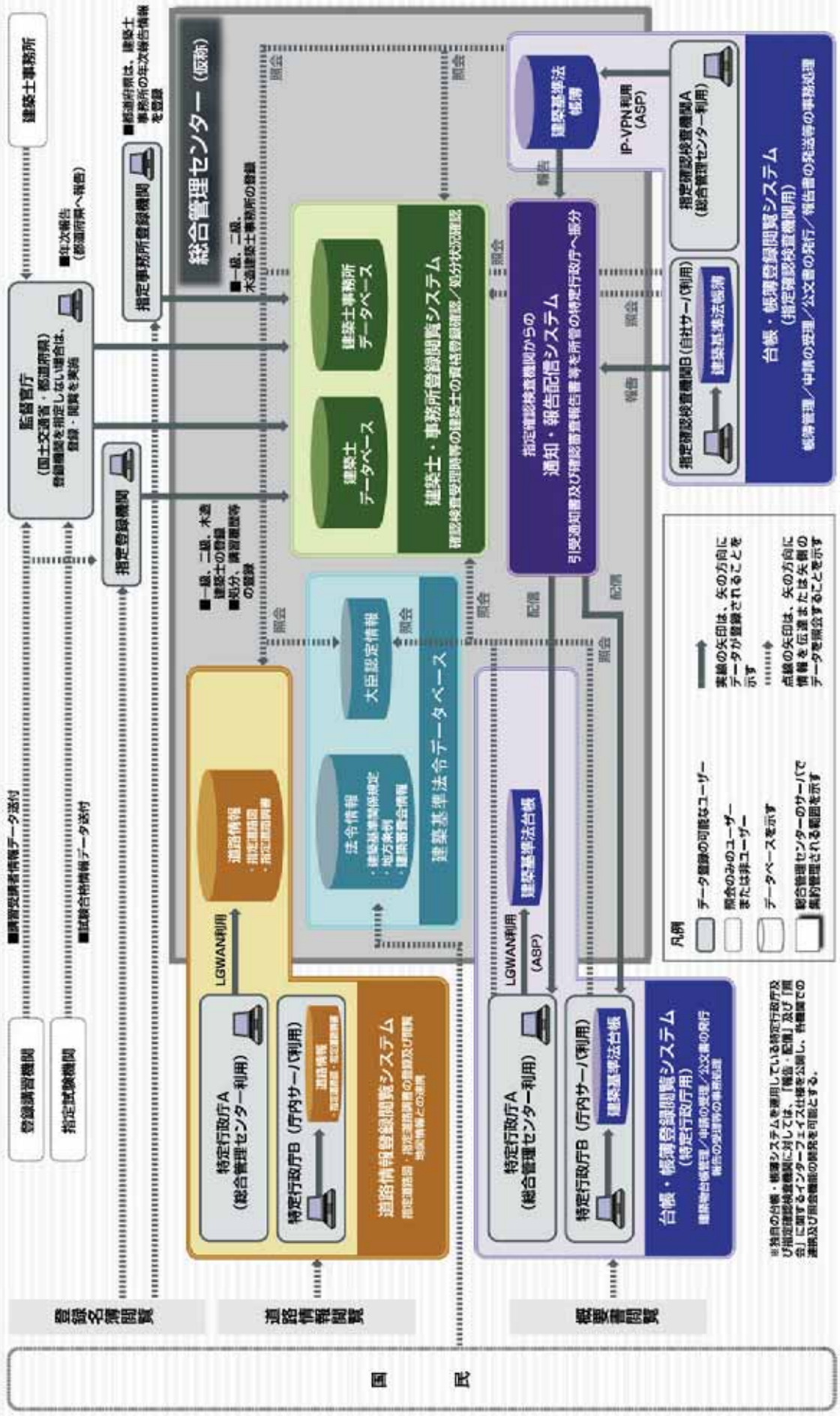
(7) 閉会

以上

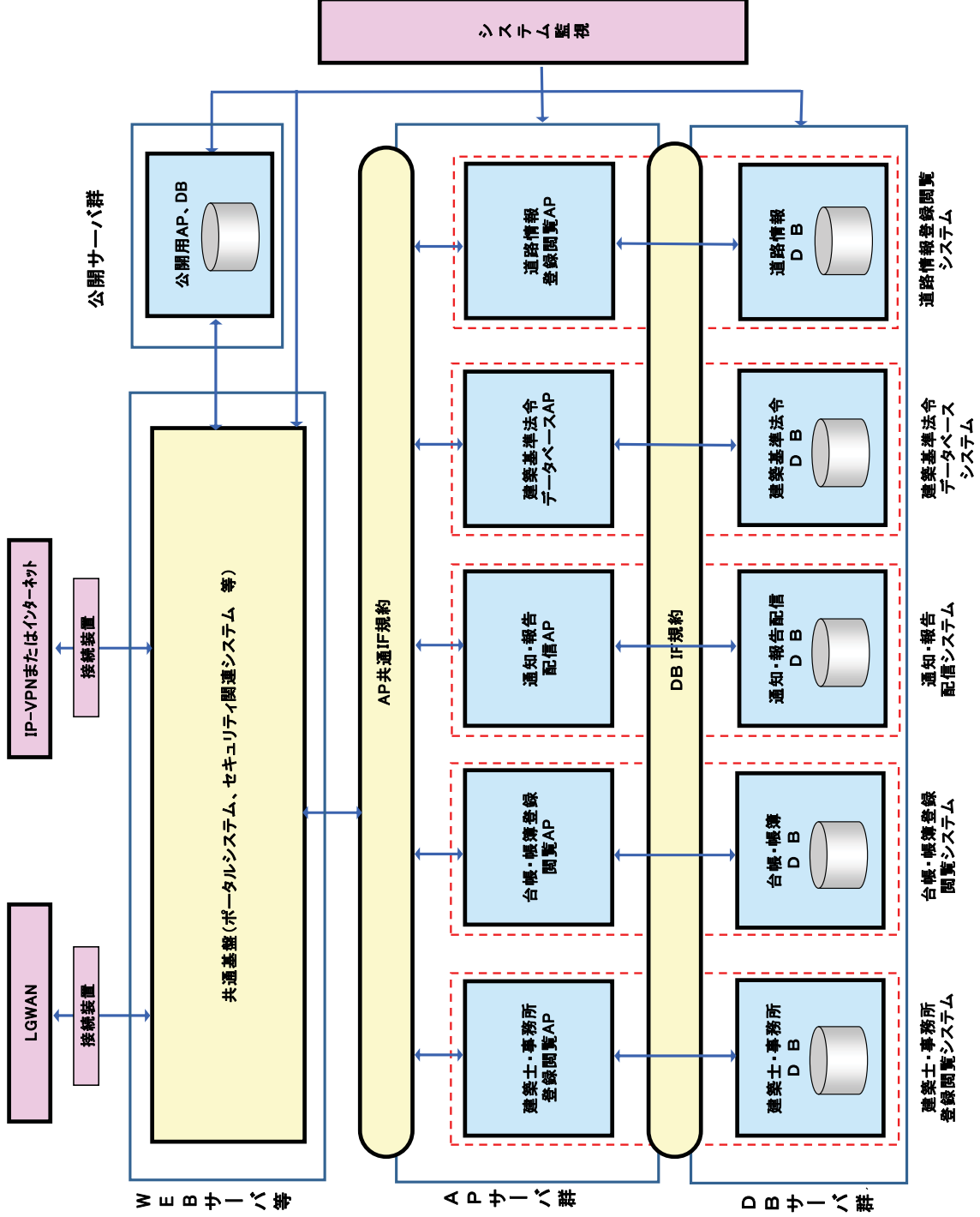
各サブシステムの検討状況等について

- 全体構成（イメージ）、全体スケジュール
- 総合管理センター設置システムの構成イメージ
- ネットワーク構成
- 1. 建築士・事務所登録閲覧システム
- 2. 台帳・帳簿登録閲覧システム
- 3. 通知・報告配信システム
- 4. 道路情報登録閲覧システム
- 5. 建築基準法令データベース

建築行政共用データベースシステム 全体構成 (イメージ)

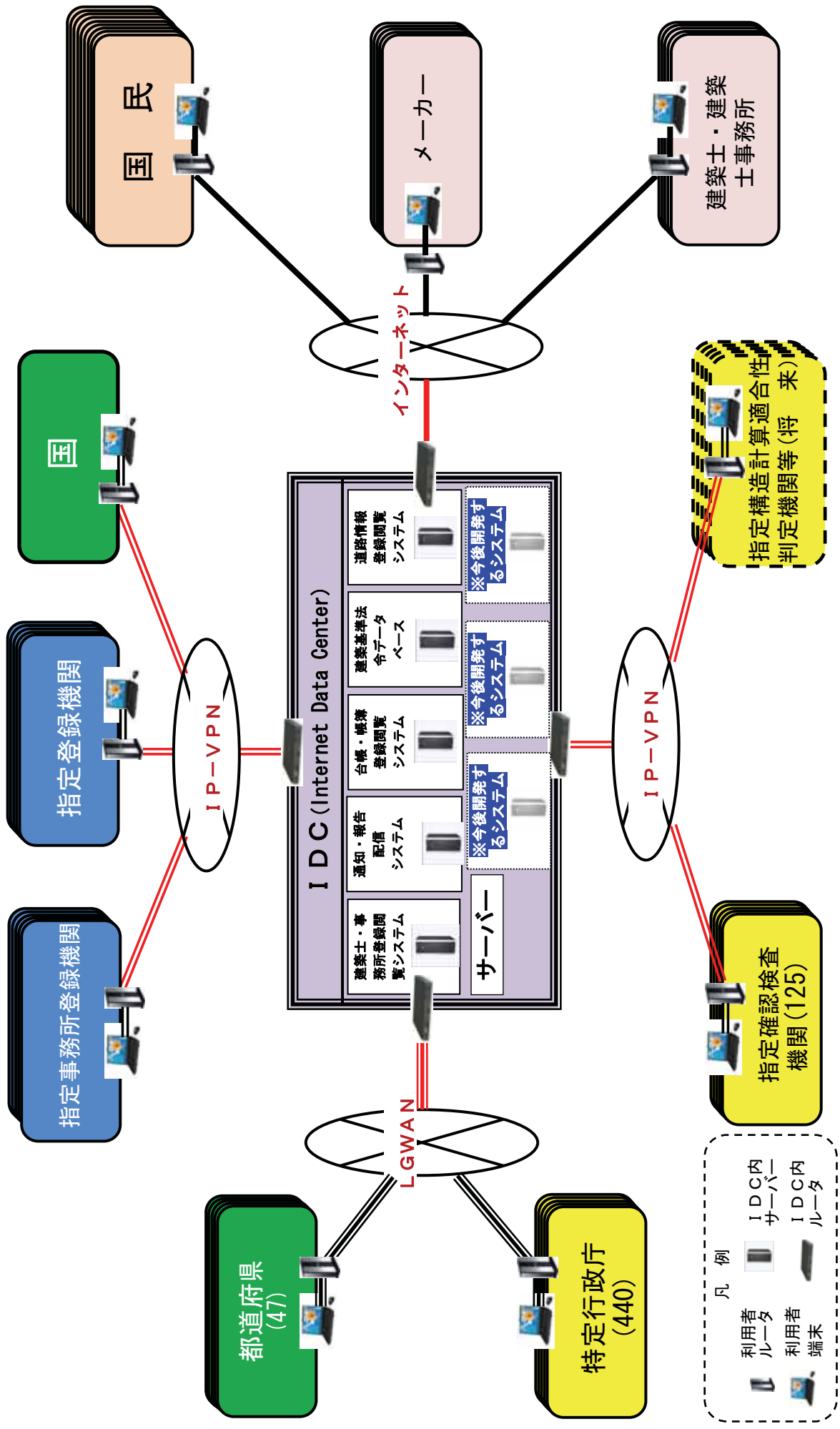


総合管理センター設置システムの構成イメージ



建築行政共用データベースシステム ネットワーク構成

赤色の線はICBAが提供する範囲を示す



1. 建築士・事務所登録閲覧システム

(1) 検討経過

ア 開発進捗について

平成 20 年 10 月 24 日 稼動開始

平成 21 年 4 月 1 日 本稼動

平成 21 年 5 月 機能改善を実施

- ・ P D F 字形データの取り込み
- ・ 構造・設備設計一級建築士の一括取り込み機能
- ・ 事務所全項目出力の出力項目数拡大
- ・ 事務所登録証明書・通知書への登録有効期間表示
- ・ 事務所決算月の数値化及び既登録データの修正

平成 21 年 5 月 27 日 確認検査機関（特定行政庁、指定確認検査機関）向け照会機能の供給

イ 利用状況について

国及び 47 都道府県のすべての機関が利用中

確認検査機関 139 機関が試行利用中（平成 21 年 10 月 28 日現在）

(2) 今後の予定

ア システムサポートの継続

電話や F a x、メールによりサポート

イ 開発

利用者からの要望を受けた改修を実施中（12 月に供給予定）

(3) 検討課題

ア IC チップを活用した携帯用免許証の活用（偽造防止他）

イ インターネット閲覧についての検討

ウ 建築士・事務所登録閲覧システムの利活用

2. 台帳・帳簿登録閲覧システム

(1) 検討経過

ア 評価版の公開

システムを本番同様に操作して体験できる評価版を公開
特定行政庁、指定確認検査機関に紹介し、導入の働きかけを実施
<https://kksv02.kenchikugyousei-db.jp/ssoatcag>

イ 操作体験会の実施

システムを操作しながら説明を受ける「操作体験会」を東京（6回）及び大阪（4回）で実施

(2) 今後の予定

ア 法改正対応および追加機能に係る仕様検討

(ア) アプリケーションの改良（11月以降 詳細設計及び開発）

- ・法改正対応（構造／設備設計一級建築士にかかかかる様式改正）
- ・省エネサブシステムの実装
- ・国、都道府県への統計機能の実装
- ・中間検査、完了検査未受験物件の抽出機能
- ・その他、評価版モニタリングによる要望項目

(イ) アプリケーション不具合等改修

イ 平成21年11月1日 稼働開始

ウ 保守・運用の実施（11月以降）

ユーザサポート

ユーザからの問い合わせ体制を整備。利用者数に応じて拡充予定

(3) 検討課題

ア 台帳記載証明書等、法定外帳票の様式統一

イ 省エネ法等、他法令との連携

3. 通知・報告配信システム

(1) 検討経過

ア 通知・報告配信システムの詳細設計等

(ア)プログラム開発、試験は既に完了しており、現在は稼動期間となっている。

(イ)独自台帳・帳簿システム利用者が通知・報告配信システムに接続するためのインターフェース仕様を連絡協議会のホームページで公開中。

(2) 今後の予定

ア 本稼動に向けてのシステム調整・接続試験準備

イ 通知・報告配信システムを、より多くの機関にご利用頂くために、システムの概要や導入のメリットを説明する資料を作成し、資料配布及び説明を引続き行う。

4. 道路情報登録閲覧システム

(1) 検討経過

ア 特定行政庁のサーバ運用形態について

平成20年7月に行った運用形態に関する意向調査に基づき、総合管理センターを希望した行政庁に対して、コスト等を含めた説明を行った上で、特定行政庁内にサーバを設置する方式（図4-1）へ一本化することとした。

（総合管理センター利用意向が少なくコストメリットが生じにくかったため）

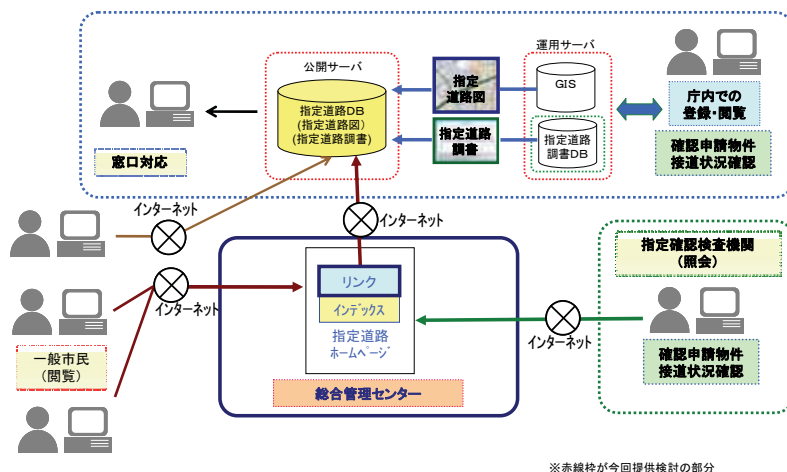


図4-1 行政庁にてサーバを管理する運用形態

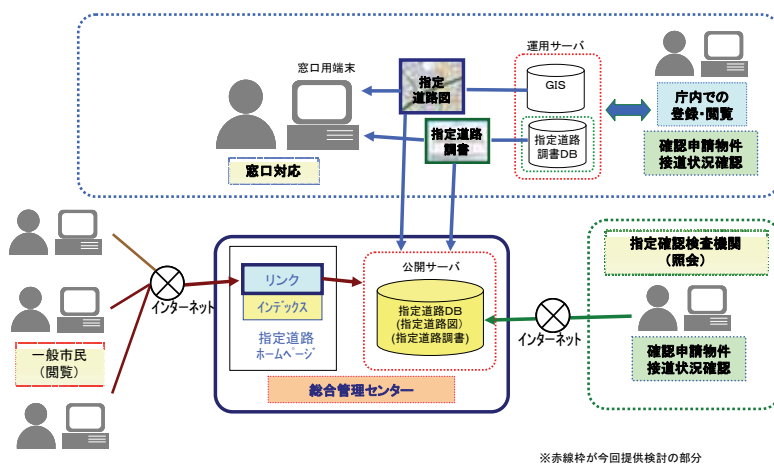


図4-2 総合管理センターにてサーバを管理する運用形態

イ システム提供（試用版の利用申込は平成21年10月28日現在で98特定行政庁）

(ア)平成20年10月下旬～

利用申込のあった特定行政庁へ庁内版システム（Ver1.0）を提供開始。

(イ)平成21年2月上旬～

庁内版システムVer1.0に後述の機能を追加した庁内版システム（Ver1.1）と庁外版システム（Ver1.0）を提供。

合わせて、国土地理院発行の数値地図2500ないし基盤地図情報による背景図データを、申込のあった特定行政庁へ提供。

※庁内版システム（Ver1.1）で追加した機能

- ・背景図（画像）表示，窓口閲覧ユーザ権限追加，分散データの集約機能 他

ウ 平成 21 年 4 月末

全特定行政庁へ本システム試用版を配布。

エ 操作手順のウェビナー配信

操作手順を機能毎に解説した動画や PDF を平成 21 年 4 月からインターネット（Web）上で配信。URL は、<http://www.icba-webinar.jp/>。

※ アクセスに必要な I D は「icba」、パスワードは「webinar」



図 4-3 Webinar 画面

(2) 今後の予定

ア システムサポートの継続

システムを導入・運用できるよう電話や F a x、メールによりサポート。

イ 正式版の開発

平成 21 年 7 月に利用申込み行政庁へ機能改善、追加機能等のアンケート実施。平成 21 年 1 月の道路関係規定運用指針等改定への対応と合わせて、改修項目を取りまとめ、平成 22 年 4 月までに正式版を開発。

※ 正式版として試用版から追加予定の機能

- ・道路種類の追加，起動時のレイヤ表示/非表示設定，履歴削除，部分公開対応（調書非公開や一部地区公開），建築計画概要書表示 等

5. 建築基準法令データベースの検討状況

(1) 検討経過

ア 法令情報

平成 21 年 3 月末公布までの下記法令等を収録し、ICBA ホームページにより公開中。(平成 21 年 4 月 13 日更新)

(ア) 建築基準法 (法律、政令、省令、告示) 附則を含む (改正履歴も収録)

(イ) 建築基準法施行関係通達、例規、技術的助言等

(ウ) 建築士法 (法律、政令、省令、告示)

イ 大臣認定情報

国土交通省が所有する大臣認定書を PDF 化し、それを用いて簡易的に検索できるシステムを、平成 20 年 4 月より特定行政庁及び指定確認検査機関の希望者に提供。378 行政庁及び指定機関が利用中

登録されている情報は総計 13,813 件 (平成 21 年 10 月 28 日現在)、うち 4,937 件を公開中。

(2) 検討課題

ア 地方公共団体建築関係条例について

イ 地方公共団体審査会情報について

ウ 審査請求事例

エ JIS/JAS 規格票への対応

建築行政共用データベースシステム愛称決定

建築行政共用データベースシステム愛称は

建索くん（けんさくくん）に決定いたしました。

ICBAでは、建築行政共用データベースシステムが積極的に活用されるよう普及促進を図るため、建築行政共用データベースシステムにふさわしい、わかりやすく親しみやすい愛称の募集をおこないました。（平成21年6月8日（月）～7月31日（金））

全国より235点のご応募がありました。たくさんのご応募、誠にありがとうございました。

平成21年8月31日（月）に建築行政共用データベースシステム愛称選考委員会が開催され、愛称が決定いたしましたので発表いたします。

●**優秀賞（1点）** 建索くん（けんさくくん）

●**佳作賞（3点）** 建築行政デジタルナビ（けんちくぎょうせいでじたるナビ）

省エネ・ケンギョウナビ（しょうえねけんぎょうナビ）

Aac_dab アークダブ（あーくだぶ）

●**事務局**

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局

財団法人建築行政情報センター（ICBA）

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 1-15 神楽坂 1 丁目ビル

建築行政共用データベースシステム 台帳・帳簿登録閲覧システム

～主な機能と操作画面～

1

台帳・帳簿登録閲覧システムの役割

建築確認支援システム(ほくと)に実装された機能

- 建築基準法に基づく台帳・帳簿の登録
- 建築基準法に基づく概要書等の閲覧
- 審査業務に係る事務処理支援

改善・拡充した機能

ほとからの改善

- 確認検査・定期報告情報の一括管理
- 確認検査・定期報告等の情報の検索・集計処理
- 省エネ法等、関連法該当物件の突合

2

1. 操作権限制御

建築行政共
ICBA Database System Shared

ユーザーIDによる

ユーザーIDでデータへの
アクセス制限と機能制限を
コントロール

ユーザーID

パスワード

ログイン

財団法人建築行政情報センター
お問い合わせ: 03-5420-5200
Copyright © 2009 ICBA All rights reserved

3

確認審査業務を踏まえた 操作権限制御

- 審査: 申請書入力、審査情報入力権限
- 決裁: 公文書発行権限
- 統括管理: 各ユーザーの操作制限設定、
番号設定権限

→これらをログインIDで制御し、誤操作を防止

4

2. 入力対象と申請種別

5

業務に即した幅広い入力方法

○対象：自機関審査物件、進達物件、過去物件、
民間確認物件

○申請種別：

確認申請・検査申請

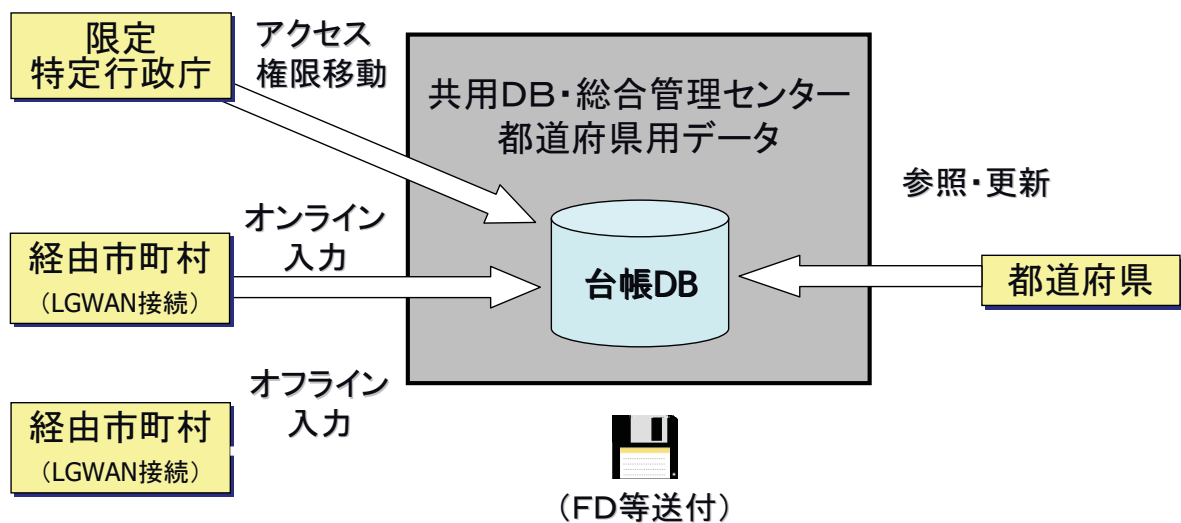
仮使用承認、許可・認定 等、

建築基準法による申請手続を網羅

6

3. 台帳整備(入力方法) のバリエーション[その2]

ほとからの改善



9

他機関とのデータ連携を考慮した 効率的な台帳整備を実現

○限定特定行政庁(都道府県のみ)

進達物件を限特で仕分けし、都道府県にアクセス権限を移動

※限特での台帳システム利用が必要

○経由受付(都道府県のみ)

オンライン入力

※経由市町村がLGWANに接続している場合

オフライン入力

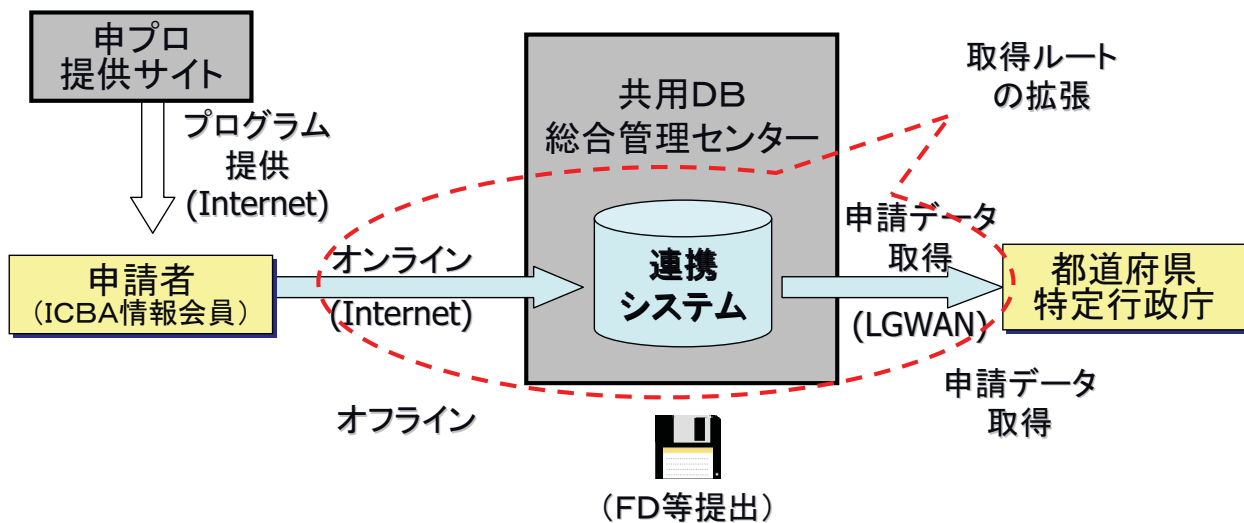
※経由市町村がLGWANに接続していない場合

付属の専用プログラムに入力、FD等の外部メディアで県に送付

10

3. 台帳整備(入力方法) のバリエーション[その3]

ほくとからの改善



11

FD申請による台帳整備も考慮

○新しい申請書作成プログラムの提供

申請者は、台帳・帳簿登録閲覧システム向けの申請書作成プログラムを利用し、確認申請等の様式記載データ(申請データ)を作成

※申請書作成プログラムは、ICBA情報会員を対象に提供

○申請データの取得ルートの拡張

オンライン: インターネット+LGWANにより
連携システムから取得

※連携システムは総合管理センター内で稼働

オフライン: FD等の外部メディアにより取得

※これまでのFD申請と同様

12

4. 各種入力支援

ほとからの改善

設計者
01
代表者 代理者 反映
資格/氏名 一級 建築士 大巨 登録第 号
建築士事務所名 二級 建築士事務所 神奈川県知事 登録第 HXXXXXXXX 号 XXXXXXXXXXX
所在地 Tel 03-1111-2222 〒 123-4567 検索 住所 東京都 港区 東京タワー
作成した設計図書

登録の有無	氏名	最新の区分年月日	区分の区分	業務停止期間	構造建築士証	設備建築士証
有	豊匠一郎	平成20年12月31日	成否	60	未発行	未発行

建築士の資格チェック

申請情報 入力・編集
2009年08月19日 17時55分 ログインユーザ:ICBA ユーザー ヘルプ

区分一級 申請内容 確認申請 申請対象 建築物
受付番号 HC1 補申請認可〇行政庁00009

法第1項の区分 1号 2号 3号 4号

地名地番 162-0825 検索 住所 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地
住居表示 検索 住所
都市計画区域 都市計画区域内 市街化区域 市街化調整区域 区域区分
防火地域 防火地域 準防火地域 指定なし(22条地域)
その他の区域・地域・地区・街区
道路 幅員 m 道路 敷地と接している部分の長さ
敷地面積(1) m² 敷地面積(2) m² 用途地域等 指定

1

以下の警告がありますが登録しますか？
地名地番等の【都市計画区域(都市計画区域内)】が選択されましたが市街化区域、市街化調整区域、区域区分が設定されていないも確認されていません。
地名地番等の【防火地域】が選択されています。
地名地番等の【道路 幅員】が入力されていません。
地名地番等の【道路 敷地と接している部分の長さ】が入力されていません。
敷地面積1番目の【敷地面積(1)】が入力されていません。
各種面積 各種率等【延べ面積】が一致しません。

OK キャンセル

入力漏れの警告

正確で迅速な業務を実現する 入力支援機能

○建築士資格チェック機能

建築士資格の确实で迅速なチェックを入力操作の流れの中でチェック

○エラーチェック

入力漏れを警告し、入力ミスを防止

5. 台帳整備(管理方法)のバリエーション

ほとからの改善



確認申請と定期報告を工事単位で一括管理し、建築物と昇降機の状況を併せて把握

15

台帳整備後、関連する許可申請等の一括管理が可能

特定行政庁のニーズに合わせて次の管理方法から選択

○申請単位

確認、検査各々で独立して管理

○工事単位

新築、増築各々で、

確認・検査及び建築物・工作物・昇降機を一括管理

○敷地単位

一敷地の新築～増築の確認・検査を一括管理

16

6. 関連法の該当物件抽出

仕分け入力

申請種別 確認申請 申請対象 建築物

物件情報

耐震改修該当物件 バリアフリー該当物件 アスベスト該当物件 概要書閲覧物件

定期報告該当物件 省エネ法該当物件 長期優良住宅該当物件

建築主事氏名 中之内 建築主事 主事 太郎 選択

分類 審査依頼先

消防同意 消防通知 新宿東消防署 選択

保健所通知(特定建築物) 東新宿保健所 選択

保健所通知(浄化槽) 東新宿保健所 選択

構造計算適合性判定 構造計算適合性判定機関 依頼する様 新規入力 削除

分類 審査担当者

意匠 選択

構造 選択

設備 選択

その他

新規入力

仕分済み 登録

該当物件リストを出力するためのチェックボックス

17

関連法該当物件のチェックボックス により突合作業を簡素化

ほとんどの改善

- 定期報告該当物件にチェックすることにより、該当物件リストと定期報告提出済リストの突合を簡素化
- 省エネ法該当物件にチェックすることにより、該当物件リストと省エネ法届出提出済リストの突合を簡素化
- アスベスト該当物件にチェックすることにより、該当物件リストとアスベスト調査済リストの突合を簡素化

18

7. データベースからの出力[その1]

概要書表示



データリスト抽出(カスタマイズ可能)



19

閲覧サービスや違反対策、安全対策を想定した出力機能 ほとんどの改善

- 概要書表示: 入力データをもとに建築計画概要書、定期報告概要書、全体計画概要書を自動構成し、閲覧サービスに活用
- 違反・事故物件抽出: 違反・事故の情報を登録し、違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用
- 未検査物件抽出: 実検査率把握、督促状発行に活用
- 補正、追加説明の未提出物件の把握に活用

20

7. データベースからの出力[その2]

ほとからの改善

第五号様式（第二条、第二條の二、第三條関係）
建築基準法第六條第一項の規定
確認済証
第H21
建築 太郎 様
甲乙
下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第六條の三第一項の規定により読み替えて適用される関係規定に適合していることを証明する。
記
1. 申請年月日 平成21年08月17日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
東京都新宿区神楽坂一丁目15番地
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分（建築物）
(1) 建築物の名称
(2) 主要用途
(3) 工事種

判決
判定 適合 不適合 番号 H21確認建築甲乙丙所0000
発行年月日 担当者 DCBA ユーザー
建築主事氏名 甲乙丙建築主事 主事 太郎
建築審査会名称
被審名称
訴訟対象名称
代表者名称
理由
メモ
保存 確認済証印刷 通知データ出力
ページが表示されました インターネット

5_kenchiku.txt - メモ帳
ファイル(F) 編集(E) 書式(O) 表示(V) ヘルプ(H)
差込印刷用データ
"データ番号", "確認済証通知番号", "確認済証通知日", "確認済証通知先", "確認済証通知者", "E",
5番地", "共同住宅", "新築", "200.00", "200.00", "1", "3", "有

21

多様な公文書発行に対応した出力機能

- 公文書印刷(確認済証、検査済証等)
建築基準法に定められた公文書を自動構成
様式改正におけるフォーマット修正はデータセンターで実施
- 公文書印刷(台帳記載証明等の独自様式)
印刷用データセットをTXT形式で出力、
ワープロにて独自の様式で印刷可能
標準様式の策定と印刷機能の実装を検討中
- 改ざん防止ソフト
特別な用紙や印刷機器を用いることなく、確認済証・
検査済証等に地紋付の印刷が可能

22

7. データベースからの出力[その3]



ふるい分け(抽出条件)と必要な項目(印字項目)の設定・登録



A	B	C	D	E	F	G	H	
1	受付番号		受付日	申請種別	一般計画区分	申請者会社漢字	申請者肩書き漢字	申請
2	1 H10福申建築甲乙丙市00001		2005/5/11	建築物	一般申請	(株)アイランドコーポレーション	代表取締役社長	島 井
3	2 H12福申建築甲乙丙市00001		2006/6/2	建築物	一般申請	(株)アイランドコーポレーション	代表取締役社長	島 井
4	3 H16福申建築民ABC00001		2006/1/17	建築物	一般申請	(株)アイランドコーポレーション	代表取締役社長	島 井
5	4 H16福申建築甲乙丙市00023		2004/8/5	建築物	一般申請	浜田工業株式会社	代表取締役	浜田
6	5 H16福申建築甲乙丙市00024		2004/8/10	建築物	一般申請	(株)アイランドコーポレーション	代表取締役社長	島 井
7	6 H16福申建築甲乙丙市01002		2004/8/10	建築物	一般申請	浜田工業株式会社	代表取締役	浜田
8	7 H16福申建築甲乙丙市01003		2004/8/10	建築物	一般申請			久我
9	8 H16福申建築甲乙丙市01004		2004/8/10	建築物	一般申請			瀬田

CSV形式で出力したデータ(EXCELにより表示した状況)

23

条例手続等、個別ニーズを想定した出力機能

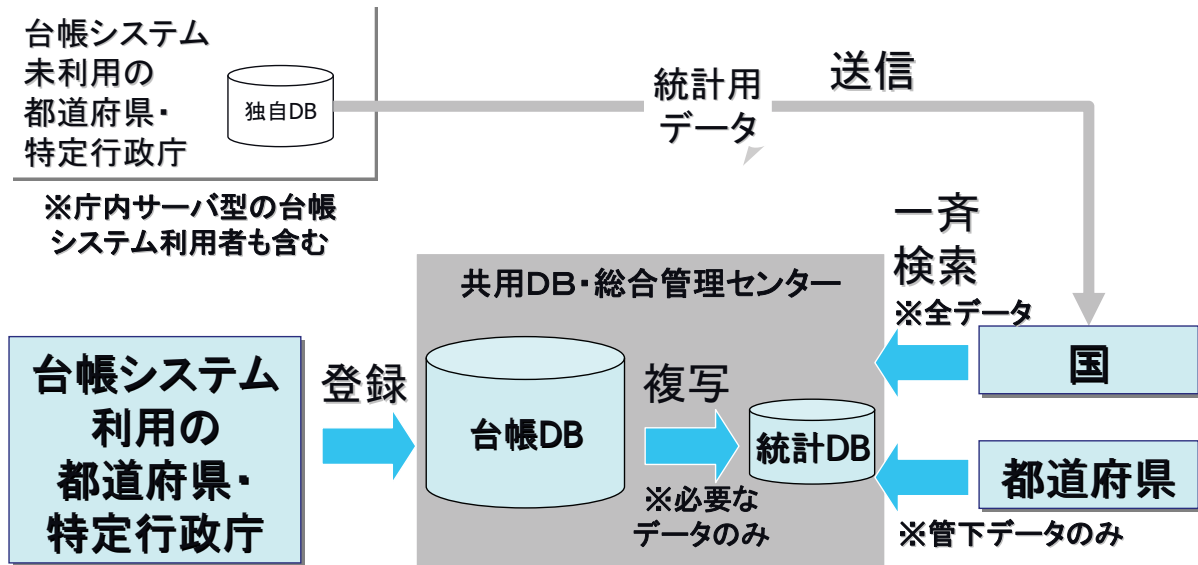
○建築確認以外の事務との連携

登録された建築物ストック情報をふるい分け、必要な項目をCSV形式で随時取り出すことが可能。

これをパソコンで別途管理された駐車場条例、紛争予防条例等のデータとの突合することにより、建築確認以外の行政事務との連携を簡素化

24

8. 国・都道府県への報告の省力化



25

全国建築物ストックの一斉検索による事件・事故発生時の対応迅速化

○国によるデータベース一斉検索

事件・事故発生時や定型的な統計調査において、国が直接、全国台帳整備事項を照会することにより、都道府県・特定行政庁における調査業務を大幅に削減

○都道府県によるデータベース一斉検索

同様に都道府県による管下の台帳整備事項の照会も想定

26

9. その他

ほとからの改善

建築行政共用DBを利用した掲示板システム(検討中)

利用者

国、都道府県、特定行政庁、
指定確認検査機関
※共用DB利用者のみ

掲示板の登録・更新画面(国・都道府県専用)

期間: 00年00月00日 ~ 00年00月00日

対象組織: [dropdown menu]

表題: [text input]

内容: [text area]

期間選択

2007年12月

日	月	火	水	木	金	土	日
25	26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31		

登録 戻る


掲示する情報


- ・指定確認検査機関の基礎情報
 - ・施行状況調査等の実施結果
 - ・緊急調査の実施結果
 - ・建築士等の処分情報
 - ・その他国・都道府県が特定行政庁等に提供すべき情報
- ※LGWAN回線等を利用するため情報セキュリティは担保可能

27

確認済証・検査済証等の 改ざん抑止ソフトのご案内

- 共用DBのご利用に合わせ、**無償**で提供します。
- 改ざん防止用ソフトとは・・・

 パソコンにインストールするだけで、
特別な用紙や印刷機を用いることなく、
地紋付の印刷が可能になります。

 地紋紙と比較して安価で同様の効果が
得られます。

※地紋紙 100枚 約1,000円 → 普通紙 100枚 約60円+ソフト0円

 地紋紙の管理や差込印刷等の手間が省けます。

※共用DB導入にあたって参考にしてください。

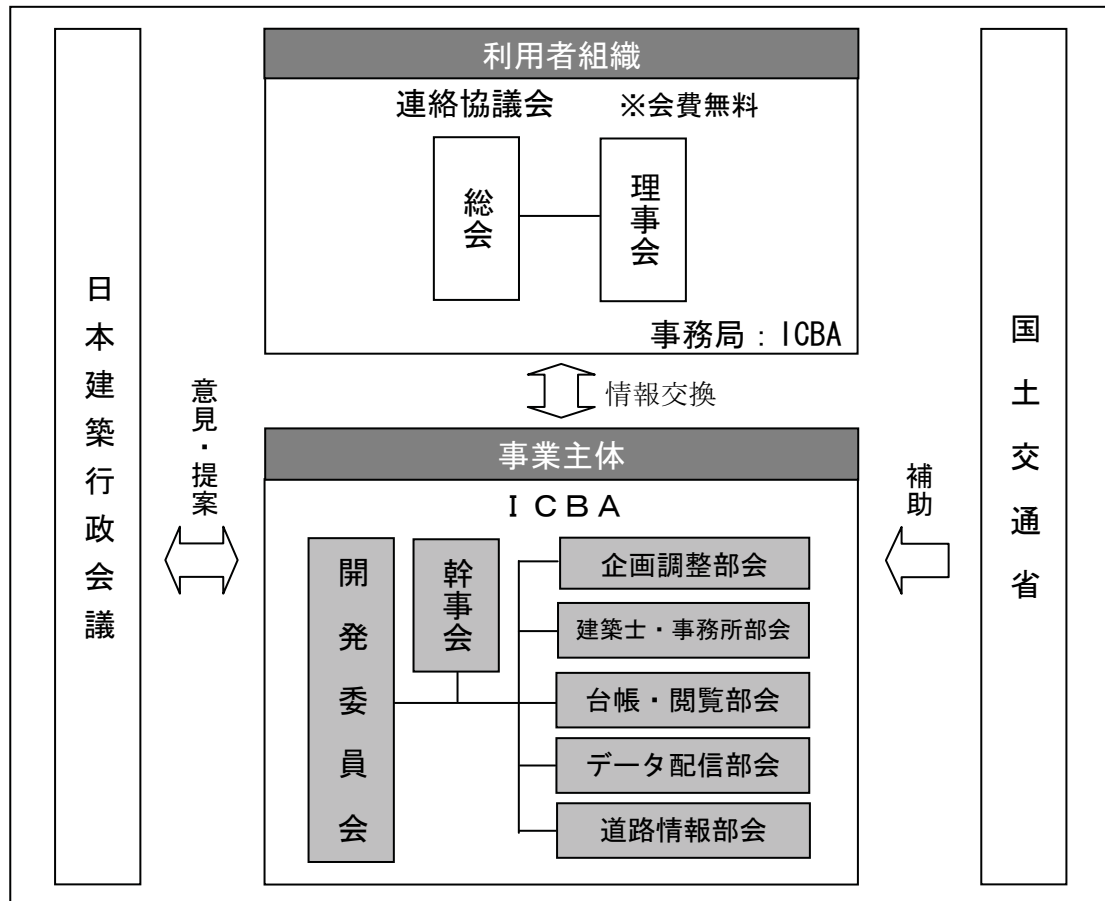
28

建築行政共用データベースシステム連絡協議会の今後について（案）

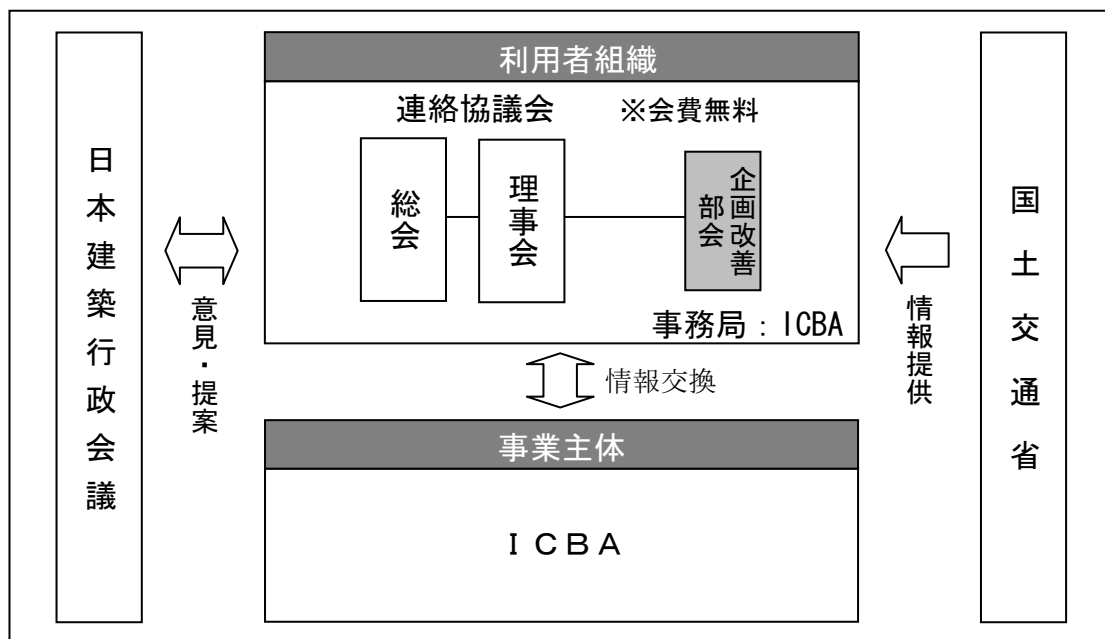
変更概要

事業主体（ICBA）の内部組織として活動してきた開発委員会及び各部会の役割を、今後は利用者組織にて担うこととします。

《現在》



《平成22年度以降》



組織見直しのポイント

1. 趣旨

これまでは、会員の意見等を成果物に反映させ、よりよいシステムの構築の実現を目的として、情報交換及び意見収集を行ってきました。

システム構築後は、実際の利用者が主体となり、システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的として、情報交換及び意見収集を行い、事業主体たる I C B A に利用者の意思を伝達するのが望ましいと考えられます。

また、会則によると、役員の任期は平成 21 年度限りとされているため、平成 22 年度以降の役員構成及び任期についても、利用者団体を中心として適切に定める必要があります。

2. 活動のイメージ

システムの品質向上と利用者の利便性向上を目的とした利用者の活動として、例えば、各サブシステムの機能改善項目の優先度判定、法改正等におけるサブシステム運用方法とその周知策検討、データベース拡充のための利用者拡張（構造計算適判など）における利用料負担の意見調整、啓蒙・教育のための研修会等開催方針の検討が挙げられます。

これらを具体的に検討する場として、理事会配下に部会を設け、年数回開催する。また、法改正対応など機動的に検討を進める必要がある場合は、部会配下にワーキングを設置して対応することとします。

3. 役員構成

日本建築行政会議との連携と、役員の負担軽減を考慮し、日本建築行政会議の役員を中心に、適宜利用者団体からも選任した構成とします。

4. 新体制への移行スケジュール

平成 21 年度

10 月 14 日	第 7 回連絡協議会理事会	新体制に対する意見調整
11 月 13 日	第 7 回連絡協議会総会	新体制の説明
2 月 頃	第 8 回連絡協議会理事会	会則改正案の承認、新役員の選出

平成 22 年度

4 月 頃	第 8 回連絡協議会総会	会則改正決議、新役員選任決議 新体制による活動開始
-------	--------------	------------------------------

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

役員一覧

会長	東京都市街地建築部長	瀧本 裕之
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	佐野 裕俊
理事	北海道建設部住宅局建築指導課長	池本 典子
	宮城県土木部建築宅地課長	小野 明
	神奈川県県土整備部建築指導課長	安達 誠
	愛知県建設部建築担当局建築指導課長	星野 広美
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	生島 一明
	広島県都市局建築課長	林 康文
	福岡県建築都市部建築指導課長	河口 英生
	横浜市まちづくり調整局指導部建築企画課長	加藤 高明
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認担当課長	生駒 芳明
	財団法人日本建築センター理事	水庭 武宣
	財団法人日本建築総合試験所副理事長	松原 徹雄
	日本ERI株式会社専務取締役	土岐 悦康
	建築検査機構株式会社代表取締役	星野 寛
	国土交通省住宅局建築指導課長	金井 昭典
	国土交通省住宅局市街地建築課長	井上 勝徳
	国土交通省関東地方整備局建政部長	永森 栄次郎
国土交通省近畿地方整備局建政部長	石塚 昌志	

連絡協議会入会状況

平成21年10月1日現在

国土交通省 地方整備局 (都道府県数)	都道府県	都道府県内 特定行政庁							指定確認検査機関				建築士法関係			合計	
		都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限定特庁	特別区	計	大臣指定	地整指定	都道府県指定	計	建築士会	事務所協会	計		
北海道開発(1)	北海道	1	1	0	2	14	0	18	0	0	2	2	0	1	1	21	
東北(6)	青森	1	0	1	2	0	0	4	0	0	1	1	1	1	2	7	
	岩手	1	0	1	0	6	0	8	0	0	1	1	0	0	0	9	
	宮城	1	1	0	2	0	0	4	0	0	2	2	0	0	0	6	
	秋田	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	3	
	山形	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	4	
	福島	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	1	1	2	7	
関東(9)	茨城	1	0	0	5	0	0	6	0	1	2	3	0	0	0	9	
	栃木	1	0	1	6	0	0	8	0	0	1	1	1	0	1	10	
	群馬	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	1	1	5	
	埼玉	1	1	2	3	16	0	23	0	0	2	2	0	1	1	26	
	千葉	1	1	5	2	10	0	19	0	2	1	3	0	0	0	22	
	東京	1	0	1	2	0	17	21	11	5	2	18	1	1	2	42	
	神奈川	1	2	3	7	0	0	13	2	2	2	6	0	1	1	20	
	山梨	1	0	0	1	1	0	3	0	0	1	1	0	0	0	4	
	長野	0	0	1	1	2	0	4	0	0	1	1	1	1	1	2	7
	北陸(3)	新潟	1	1	0	3	0	0	5	0	0	2	2	0	0	0	7
富山		1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	4	
石川		1	0	0	0	2	0	3	0	0	1	1	0	0	0	4	
中部(4)	岐阜	1	0	1	2	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	
	静岡	1	2	1	3	6	0	13	0	0	1	1	0	1	1	15	
	愛知	1	1	5	0	10	0	17	0	0	1	1	0	1	1	19	
	三重	1	0	1	4	1	0	7	0	0	1	1	0	0	0	8	
近畿(7)	福井	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	3	
	滋賀	1	0	1	5	0	0	7	0	1	1	2	0	1	1	10	
	京都	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	4	
	大阪	1	2	6	5	0	0	14	2	7	1	10	0	0	0	24	
	兵庫	1	1	2	3	0	0	7	0	3	2	5	0	0	0	12	
	奈良	1	0	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1	5	
和歌山	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2		
中国(5)	鳥取	1	0	0	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	
	島根	1	0	0	2	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	
	岡山	1	0	1	4	0	0	6	0	0	0	0	1	0	1	7	
	広島	1	1	1	2	1	0	6	1	1	1	3	1	0	1	10	
	山口	1	0	0	3	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	
四国(4)	徳島	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	香川	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	3	
	愛媛	1	0	1	3	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	
	高知	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	2	
九州(7)	福岡	1	2	1	1	0	0	5	0	1	1	2	0	1	1	8	
	佐賀	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	1	0	1	1	4	
	長崎	1	0	2	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	
	熊本	1	0	1	1	0	0	3	0	0	2	2	0	0	0	5	
	大分	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	1	1	8	
	宮崎	1	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
鹿児島	1	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	1	1	4		
沖縄総合(1)	沖縄	1	0	1	4	0	0	6	0	0	1	1	0	0	0	7	
合計		46	16	48	94	83	17	304	16	25	40	81	7	19	26	412	

入会対象機関数	47	18	65	135	153	23	441	19	35	70	124	48	48	96	662
入会率	98%	89%	74%	70%	54%	74%	69%	84%	71%	57%	65%	15%	40%	27%	62%

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の構築段階から会員相互の情報交換及び意見収集の場を確立し、それを反映させた建築行政分野におけるよりよいシステムの構築を実現することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第4条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

第5条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有する。
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議への参加及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 理事 10名以上20名以下
- 2 理事は、総会において選任する。
 - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、平成21年度限りとする。

- 2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。

第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - 一 共用DB構築の基本的事項に関する提案
 - 二 会則の改正
 - 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

第 11 条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決定した事項の執行に関する事
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(会議の招集、開催)

第 12 条 会議は、会長が招集する。

- 2 総会は、原則として毎年度 2 回開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第 13 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 14 条 会議は、総会にあつては会員、理事会にあつては役員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 15 条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。

- 2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

第7回

建築行政共用データベースシステム

連絡協議会総会 別添資料

利用料の検討状況について



財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステム（建索くん）
利用料の検討状況について

第6回総会（平成21年4月27日開催）において利用料をお示しし、それに基づいて建索くんの導入促進活動を行ってきました。

しかしながら、特に確認申請の取扱件数の少ない都道府県における利用料金額の合理性の再考要請及びほとと導入庁における既存データの積極的かつ円滑な移行等を踏まえて、次のとおり利用料等の見直しを行います。

1. 台帳システム利用料の再構成

(1) 定額部分の見直し

定額部分を、全機関に適用する「一般部分」と都道府県のみが付加する「統括部分」に区分します。

一般部分は、特定行政庁（限定特定行政庁及び特別区を除く）の定額部分を平準化し、年間建築確認件数（特定行政庁にあっては年間報告受理件数を加算した件数）の区分ごとに別表1のとおりとします。

別表1 台帳システム・定額部分のうち、一般部分

「現」は第6回総会で示した金額、「新」は見直し後の金額です。太字は改定した部分を示します。

（単位 千円）

確認及び報告受理件数区分		100以下	100件超	200件超	500件超	1000件超	2000件超	3000件超	4000件超	5000件超	6000件超	7000件超	
行 政	都道府県	現	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	6,000	6,000	7,000	7,000	7,000
		新	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	政令市	現	800	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	5,000	5,000	6,000	6,000	6,000
		新	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	4-1設置市	現	500	500	800	1,100	1,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
		新	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	4-2設置市	現	400	400	600	900	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		新	400	400	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000
	特別区	現	250	300	400	500	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		新	250	300	400	500	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	限定特定行政庁	現	50	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100
		新	50	50	50	100	100	100	100	100	100	100	100
指 定 機 関	大臣指定	現	400	400	500	500	600	600	600	600	800	800	800
		新	400	400	500	500	600	600	600	600	800	800	800
	地整指定	現	300	300	400	400	500	500	500	500	500	500	500
		新	300	300	400	400	500	500	500	500	500	500	500
	知事指定	現	200	200	300	300	400	400	400	400	400	400	400
		新	200	200	300	300	400	400	400	400	400	400	400

統括部分は、都道府県における進達業務や県内データの統括等、都道府県の固有機能に対応した費用として、別表2のとおりとします。

別表2 台帳システム・定額部分のうち、統括部分（都道府県のみ）

台帳Sの運営経費 3.94 億円（税込）のうち、定額部分総額は 2.64 億円（税込）。そのうち 15%相当額（0.38 億円）を統括部分として都道府県で負担する。

負担額は、ほくと導入状況を考慮した負担比率により、全都道府県に割り戻した金額とする。

統括部分金額一覧			算定根拠																
No.	都道府県	統括部分 金額 (税抜)	特定行政庁の数 N (平成20年4月1日現在)							ポイント P = 特定行政庁の数 N × 補正值						必要額38,000千円の分担			
			都道府県	政令市	中核市	4条1項	4条2項	限定特庁	特別区	計	補正值 (行政区分毎の平均建築確認件数の比を参考)						ほくと導入	負担比率 (%)	負担額 (10万円端数処理) (円)
		政令市									中核市	4条1項	4条2項	限定特庁	特別区	計			
		(円)	15	10	5	3	1	3											
1	北海道	3,500,000	1	1	2		7	39	50	15	20	0	21	39	0	95	6.685%	3,500,000	
2	青森県	600,000	1		1		2		4	0	10	0	6	0	0	16	1.126%	600,000	
3	岩手県	600,000	1		1			6	8	0	10	0	0	6	0	16	1.126%	600,000	
4	宮城県	900,000	1	1			3		5	15	0	0	9	0	0	24	1.689%	900,000	
5	秋田県	400,000	1		1			2	4	0	10	0	0	2	0	12	0.844%	400,000	
6	山形県	300,000	1				1	4	6	0	0	0	3	4	0	7	0.493%	300,000	
7	福島県	1,000,000	1		2	1		2	6	0	20	5	0	2	0	27	1.900%	1,000,000	
8	茨城県	1,000,000	1				9		10	0	0	0	27	0	0	27	1.900%	1,000,000	
9	栃木県	1,100,000	1		1		7		9	0	10	0	21	0	0	31	2.182%	1,100,000	
10	群馬県	1,100,000	1		1		5	5	12	0	10	0	15	5	0	30	2.111%	1,100,000	
11	埼玉県	3,200,000	1	1	1	3	5	32	43	15	10	15	15	32	0	87	6.122%	3,200,000	
12	千葉県	2,400,000	1	1	2	3	2	11	20	15	20	15	6	11	0	67	4.715%	2,400,000	
13	東京都	3,600,000	1			2	7	23	33	0	0	10	21	0	69	100	7.037%	3,600,000	
14	神奈川県	2,800,000	1	2	2	1	7		13	30	20	5	21	0	0	76	5.348%	2,800,000	
15	新潟県	1,100,000	1	1			5		7	15	0	0	15	0	0	30	2.111%	1,100,000	
16	富山県	500,000	1		1		1		3	0	10	0	3	0	0	13	0.915%	500,000	
17	石川県	800,000	1		1		3	2	7	0	10	0	9	2	0	21	1.478%	800,000	
18	福井県	100,000	1				1		2	0	0	0	3	0	0	3	0.211%	100,000	
19	山梨県	100,000	1				1	1	3	0	0	0	3	1	0	4	0.281%	100,000	
20	長野県	700,000	1		1		2	4	8	0	10	0	6	4	0	20	1.407%	700,000	
21	岐阜県	700,000	1		1		2	3	7	0	10	0	6	3	0	19	1.337%	700,000	
22	静岡県	1,900,000	1	2			4	10	17	30	0	0	12	10	0	52	3.659%	1,900,000	
23	愛知県	2,400,000	1	1	3	2		11	18	15	30	10	0	11	0	66	4.645%	2,400,000	
24	三重県	700,000	1			1	4	2	8	0	0	5	12	2	0	19	1.337%	700,000	
25	滋賀県	1,000,000	1		1		6		8	0	10	0	18	0	0	28	1.970%	1,000,000	
26	京都府	700,000	1	1			1		3	15	0	0	3	0	0	18	1.267%	700,000	
27	大阪府	3,600,000	1	2	2	5	8		18	30	20	25	24	0	0	99	6.967%	3,600,000	
28	兵庫県	2,700,000	1	1	3	2	6		13	15	30	10	18	0	0	73	5.137%	2,700,000	
29	奈良県	600,000	1		1		2		4	0	10	0	6	0	0	16	1.126%	600,000	
30	和歌山県	400,000	1		1				2	0	10	0	0	0	0	10	0.704%	400,000	
31	鳥取県	400,000	1				3	1	5	0	0	0	9	1	0	10	0.704%	400,000	
32	島根県	400,000	1				2	4	7	0	0	0	6	4	0	10	0.704%	400,000	
33	岡山県	1,300,000	1	1	1		4		7	15	10	0	12	0	0	37	2.604%	1,300,000	
34	広島県	1,500,000	1	1	1		5	1	9	15	10	0	15	1	0	41	2.885%	1,500,000	
35	山口県	800,000	1		1		3	4	9	0	10	0	9	4	0	23	1.619%	800,000	
36	徳島県	200,000	1			1			2	0	0	5	0	0	0	5	0.352%	200,000	
37	香川県	400,000	1		1				2	0	10	0	0	0	0	10	0.704%	400,000	
38	愛媛県	700,000	1		1		2	2	6	0	10	0	6	2	0	18	1.267%	700,000	
39	高知県	400,000	1		1				2	0	10	0	0	0	0	10	0.704%	400,000	
40	福岡県	1,600,000	1	2	1		1		5	30	10	0	3	0	0	43	3.026%	1,600,000	
41	佐賀県	100,000	1				1		2	0	0	0	3	0	0	3	0.211%	100,000	
42	長崎県	700,000	1		1	1		5	8	0	10	5	0	5	0	20	1.407%	700,000	
43	熊本県	500,000	1		1		1		3	0	10	0	3	0	0	13	0.915%	500,000	
44	大分県	900,000	1		1		5		7	0	10	0	15	0	0	25	1.759%	900,000	
45	宮崎県	600,000	1		1		2	1	5	0	10	0	6	1	0	17	1.196%	600,000	
46	鹿児島県	500,000	1		1			3	5	0	10	0	0	3	0	13	0.915%	500,000	
47	沖縄県	600,000	1			1	4		6	0	0	5	12	0	0	17	1.196%	600,000	
ほくと庁小計		38,000,000													35	72.906%	38,000,000		
未導入庁小計		14,100,000													12	27.094%	14,100,000		
合計		52,100,000	47	18	41	23	134	155	23	441	270	410	115	402	155	69	1421	100.000%	52,100,000

したがって、都道府県における定額部分は別表 1 に別表 2 を加算した金額になります。その他の機関は、別表 1 の金額になります。

(2) ストック部分の廃止

既存建築物のストック情報の積極的な投入を推進するため、ストック部分の料金（ 1 件 10 円）を廃止します。

これにより、台帳システムの利用料は定額部分と従量部分により構成されることとなります。

なお、従量部分の金額設定については、従前のとおりです。

これまで台帳システムの利用料は、定額部分、従量部分、ストック部分の 3 つによって構成してきましたが、ストック部分（ 1 件 10 円）を廃止し、定額部分と従量部分によって構成することといたします。

2 . 「ほくと」からの移行円滑化

(1) ほくと導入機関におけるデータ移行費の低減

ICBA のほくとに係る災害支援積立金資産を活用し、データ移行費 1 機関当たり 50 万円（税抜）を 1 機関当たり 10 万円（税抜）に低減します。

(2) ほくと継続利用時の建索くんの利用料の撤廃

ほくと用機器のリース期間の関係等により、平成 22 年度以降もほくとを継続せざるを得ない場合、建索くんの利用形態（配信 S、建築士 S（照会）、法令 DB）の利用も可能とし、それに伴う利用料は不要とします。

3 . 道路システム無償化の見送り（特定行政庁のみ）

ICBA による指定道路図公開サイト設置及びその利用のための有償会員制度の創設を前提に、ICBA に指定道路図を提供する場合、道路システムを無償とすることとしておりました。

しかしながら、特定行政庁における指定道路情報データ化の準備状況を踏まえ、無償化は当面見送りとし、有償とさせていただきます。あしからずご了承ください。

4 . ICBA の今後の対応

(1) 新規利用料見積について

本日以降、上記を反映した利用料の見積を実施します。

ホームページ上の利用料関係資料は、近日中に改訂いたします。

(2) 既に発行した見積について

ICBA 導入促進課各地域担当より順次個別にご連絡し、必要に応じて再見積を発行いたします。お急ぎの場合は、お手数ですがご連絡ください。

平成21年11月13日

独自の台帳・帳簿システムのための共通ツール開発について

独自の台帳・帳簿システムをお使いの場合、通知・報告配信システムのご利用に当たっては、当該独自システムを改修していただく必要があり、10～13人月程度を要する旨、ご案内しておりました。

このたび、利用する機関の改修経費を削減するために、各独自システムに共通するツール（以下「IF共通ツール」をICBAが開発・提供することと致します。（①、②参照）

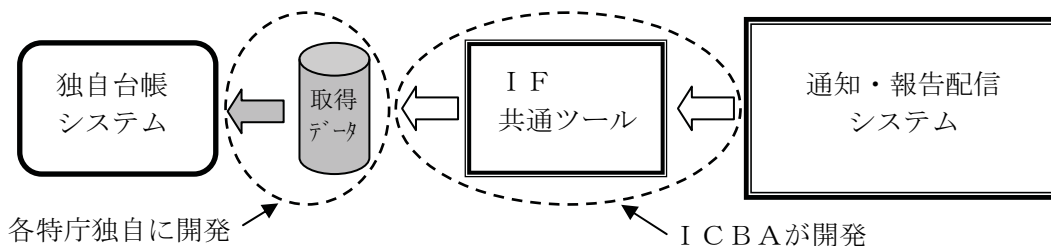
これにより、各特定行政庁又は指定確認検査機関において必要となる改修は、独自システム固有の仕様（データの整理方法、画面の体裁など）に限定され、3～4分の1程度に低減されます。

また、当該ツールは、台帳・帳簿登録閲覧システムに対応した新たな申請書作成プログラム（以下「新申プロ」という。）にも適用ができるものと致します。（③参照）

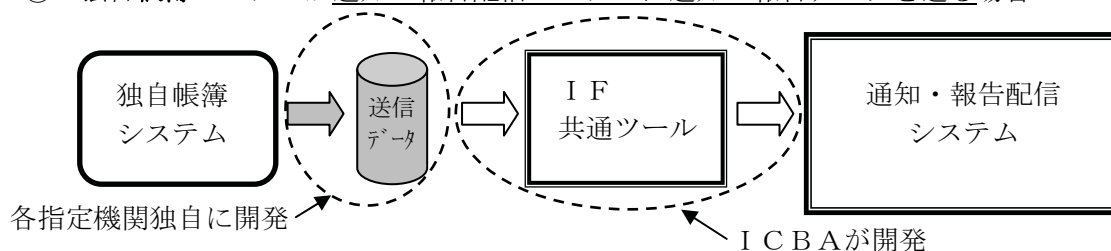
これにより、新申プロで申請されたデータを当該独自システムで取り込むことができるようになります。

進捗状況等の詳細は、連絡協議会ホームページ (<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/>) でお伝えする予定です。

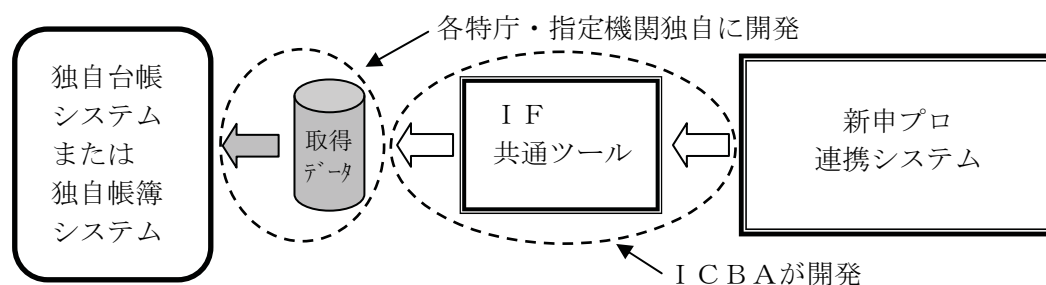
- ① 独自台帳システムが通知・報告配信システムから通知・報告データを取得する場合



- ② 独自帳簿システムが通知・報告配信システムに通知・報告データを送る場合



- ③ 独自台帳システム又は独自帳簿システムが、新申プロのデータを取得する場合



以上